332.12-F67ウ

1200500737604

東北地方社會經濟史研究叢書第二輯

會津蒲生氏の財政政策一班

福島高等商業學校研究調査課編

始

332.12
F67
93
X
16

東北地方社會經濟史研究叢書第二輯

會津蒲生氏の財政政策一班

——會津地方經濟史資料蒐集旅行の一齣——

藤田五郎

福島高等商業學校研究調査課
東北經濟研究科

會津蒲生氏の財政政策一斑

― 會津地方經濟史資料蒐集旅行の一齣 ―

教授　藤田五郎

一

「福島縣社會經濟史文獻目錄總覽」のための資料蒐集に、この秋休みを利用して、會津地方に足をのばして見た。同行者は本校庄司吉之助研究員である。十月の三日、早朝福島を出發し、晝すぎ先づ若松市に圖書館・鄕士史家其他を訪うた。私には、こゝで醫師松枝氏所藏の間引に關する諸資料が特に興味を惹いた。夕刻近く喜多方町に通俗圖書館を訪れ、珍らしくも「富田家ノ譜」(寫本)を發見し、中世富田莊(今郡山市近傍富田村か)の土地經濟事情の認めあるを見、早速メモに書込んだ。夕月のかゝる頃喜多方街道を驅り、その宵おそく、會津東山溫泉に着いた。梢々の隙間から洩れる月影に氣を惹かれつゝも、今日のメモを繰り返し〳〵讀んで見た。早くも、會津地方の社會經濟史問題を探及して見たい衝動に驅られたが、「目錄總覽」のために、自らを制止し、今後の豫定を考へて秋の夜を送つた。翌朝は方向を轉じて田島街道に向ひ、闇川の青淵に臨んだ初瀨川文庫を訪れた。こゝにはすでに十萬點を超える古書が、現當主初瀨川健治氏の手によつて保存せられ、そのうち會津關係史料が大半に及んでゐるといふ。私共の本年の研究テーマのために雀躍りして喜んだ。あれこれ順序なく見てゐるうちに、足利尊氏の「御教書」・織田信長の書狀等の目錄を發見したが、惜しくも實物はすでに東大史料編纂所が持

ち去つたと聞く。ただ心强かつたことは、會津地方經濟史關係古書の倘夥多なるものが保存され、而もその目錄のソックリ私共に提供されたことであつた。夕刻この文庫を辭して若松に向ひ、この二日間の秋晴れを謝しつゝ車上の人となつた。かくて豫期以上の資料目錄を携へて深夜福島驛に着いた。二日間に亙る會津地方の旅行はかくして終つた。

二

今この旅行で蒐集した目錄及び資料の詳細は、更に期日をかけて檢討の上、私どもの「文獻目錄總覽」に發表することゝして、こゝには簡單乍ら、私のこのたびの旅行のメモより、ただ二つばかりを拾つて書きつけ、以てこの旅行の想出の因(よすが)としたい。いづれも前記喜多方町圖書館藏の「富田家ノ譜」(寫本。若松圖書館にも倘一寫本ありときく)所載會津領主蒲生氏の財政に關する文書に就いてである。

但し右書、今は寫本さへ私の手許になく、また本稿締切迄に校合し、推敲する暇のなかつたため、その詳細檢討はいづれ他日を期したい

先づ最初のものは、「同譜」十四代長繼の譜所收天正十八年年貢納入に關するものである。その文は左の通り。

(一)大守氏鄕君天正十八年入計米價賤不便故半分令貢金其法依以小判金一枚易永樂錢一貫文數以米七斗當永樂錢

〔「富田家ノ譜」、十四代長繼(自天文十六年至元和八年)譜〕

これを私流にかう讀んで見た。

(大守氏鄕君〔蒲生〕、天正十八年、入計、米價賤うして不便故、半分は金を貢せしむ。其法に依れば小判金一枚を以て永樂錢一貫文の數に易へ、米七斗を以て永樂錢〔一〇〇文カ〕に當つ。)

即ち年貢を納入する方法について言つてゐるのであらうが(譜文前後に關係例見當らず)、米の收入では、その價格が低廉なので、半分は金を以て納めしめることゝし、その場合勘定のしかたは小判金一枚＝永樂錢一貫文。米七斗＝永樂錢一〇〇文(カ)(後述)の割(永樂錢の高が一般の評價の規準たることは當時の慣例)にしたといふのである。

さて「富田家の譜」といふのは、「富田家紀原」以下關係十書を參照して嘉永七年(安政元年)富田廿四代主禎繼が稿したものである。この譜によれば、富田家といふのは道奧防人

933
169

入野眞人(二十代允恭天皇頃の人)の後と言ひ、元明天皇和銅六年(一三七三)始めて富田莊を作り(今郡山市東北近接地、二本松南方、安積郡富田村の地方)、爾來代々相傳の領主で(中世富田庄の本所は耶麻郡惠日密寺か。正嘉二年(一九一七)當時一萬八千石？)(石、疑問)を領有すといふ。これ等中世富田庄の事情については、他日に紹介する積りである。)、文治五年(一八四九)以來會津小田山城(若松)佐原(後蘆名)氏に仕へて、(吉野時代一時は北畠顯家に屬したこともあつたが、あとは足利方となつてゐる。)、有力なる家臣となり、永享元年(二〇八九)以後は蘆名家の家老として戰國の舞臺に登場して來る。天正十七年(二二四九)蘆名氏滅落後は一時會津伊達政宗に仕へ、次いで天正十八年(二二八一)九(八)月より(同譜による)會津蒲生氏鄕に、慶長三年(二二五八)三月より會津上杉景勝に、慶長六年(二二六一)九月より安永四年(二二三五)迄會津蒲生秀行(初名秀隆)・同忠鄕に仕へて各々その有力な輔佐臣となつた家柄である。(寬政頃二本松に移る現在倘子孫あり)本文書の天正十八年頃は即ち秀吉の時代、會津主君は蒲生氏鄕であり、富田當主は十四代長繼であつた。(當時約六・七千石頂戴すとの記錄あり)

さて話は戾つて何故氏鄕が年貢を半分金で求めんとしたのであるか、その理由は本文書によれば「入計、米價賤うして不便」だつたからであつた。

ところで、當時(天正頃)年貢其他を金を以つて納めしめた例は他にもある。今手近なものでも、例へば「西羽倉文書」の天正七年三月十日(小葉田淳著「日本貨幣流通史」所收)以下に於ける『神倉納……此内參石分金子四文目七分也』或は天正九年北條氏段錢納濟に於ける『黃金、永樂、絹布漆』や(二九一—一三頁)「封建社會の通貨問題」(丸山清康著)所引の「成瀨鄕(北條氏領)懸錢」に於ける『米は百文に(中略)麥は百文に(中略)黃金は一兩に(後略)』(二〇三頁)の金が見られる。しかして、これ等の場合は言ふまでもなく、貢納の資として用ゐられてゐるのである。その次第を一寸述べて見たい。足利時代後半より精錢の最なるものとして永樂錢が社會に歡迎せられて(特に關東に於いては早くより然り)、遂には、これが價値の標準となり、田畑其他の年具公事に於いても、永樂錢を以て價値の計算をなし(永樂高)、また事實永樂錢＝精錢による年具公事納入を望んだのである。

即ちその適確な例としては、永樂三年十一月十六日、北條氏領武州多廝郡網代村の年具納に關する『來秋御年具半分米成ニ被定早(中略)猶隨世見之賣買、來秋以御印判可被仰

出、殘半分以精錢可納入之』（新編武藏風土記稿卅五）にある如くである。何故多くを精錢で納入せしむるのかその理由は既に察せられる如く、精錢特に永樂錢が準標準貨幣的意義を持つてゐること、即ち、米の如き價格の變動甚しいもので納入せしむるときは、年により領主に不利を生ずることがあり、比較的價値の一定せる精錢＝準標準貨を希望する理によるのである。

○永樂高、即ち年貢の量を永樂錢幾貫分だけ（相當分の米で充當しても構はない）納入しなければならないと言つても、その收納すべき錢高は、前揭北條氏の文書にも言つてゐる如く（「猶隨世間之賣買、來秋以御印判可被仰出」）、決して最初から一定してゐるものでなく、その年の米價の高低、豐凶の事情によつて、決定せられたものゝやうである。即ち、結局は「四公六民」或は「五公五民」の量だけの米高分を納入するやう貫高が決定せられたのであらう。だから、領主から言つて、米價の變動激しいことは、（米價低いときは、他の事情にして異ならない限りは、財政上不利である）決して米納を歡迎する所以でない。精錢を歡迎する所以である。

尙、この北條氏文書の、半分米、半分精錢で收める方法は、今茲に記さんとする富田家譜の當該文書と如何に似てゐるか想見すべきである。（この精錢＝永樂錢に金を置き代へて考へて見よ）

然し乍ら、永樂錢がかやうに一般價値表示・貢租關係に使用せられるに及んでは、到底その存在量がこれらの要求に應ぜられない。（永樂錢は元來が支那よりの渡來錢）かくて年具は勿論、段錢、棟別錢、懸錢納入に於いても、米・麥・絹布並びに問題の黃金による充足方法が許容されるに至つたのである。殊に黃金は、購買力は高いし、その價値の比較的安定してゐる等の點から、特に、米の他に精錢の不足分を補充するものとして利用されるに至つたのである。（こゝらに金の後年通貨となつた素地の一つの事情が見られる）

○一體永樂錢といふ銅錢は、これが仲々の曲者で、明の永樂九年（二〇七一）鑄造せられたもの。それが足利時代（義持）我國に輸入せられて、幕府や大內氏は、支那貿易で得たしたゝかの永樂錢を日本の流通市場に散布した。しかるに、この永樂錢がこの頃日本流通界では、他の銅錢と較べて案外に歡迎されず、その價値が著しく低い（購買力が少い）ため、それを他錢と同

等の價値に於いて流通せしむべく撰錢禁止令を出したのである（一種の惡錢流通獎勵策である。文明―明應頃しばしば見られる。）然るにこんな歷史を持つてゐる永樂錢も、天文―弘治頃になると特に關東では事情が變り、仲々歡迎せられて來た。否凡ゆる錢貨のうちで最も價値高いもの（精錢）となり、以後慶長迄大凡五〇年間は他の銅錢に對して相當な打步を持つて流通したのである（慶長九年、家康はその打步を四對一に制限したことは後述）。そして前述の如く、遂には貢租、一般評價に於いても凡て永樂錢を基準とするやうにまでなつたのである。永樂錢は、このやうになつても、元來が支那渡來錢であり、たとへ我國でそれを模造して鑄造したとしても（義持の代、模造鑄造したといはれる。但し永樂錢通りには流通しない？）、その數は知れたもので、結局永樂錢の流通量は不足となつて來ざるを得ない。しかし不足にもかゝはらず、精錢で貢納する農民は、この精錢例へば永樂錢を求めなければならない。商人に無理して借錢する。返せなくて田畑は取られる。商業・高利貸資本はかくしてノサばる。元來農民の上に立つてゐる封建領主はこれでは、並大抵のことではない。いろ〳〵の財政上のヤリ繰りを考へねばなるまいが（このことは、次項の資料に於いて觸れる。前揭文明の撰錢禁止令も、後述慶長の永樂錢＝良錢通用禁止令も、はては元祿以降の惡鑄も、とゞのつまりは皆同じ穴の貉であつた）、とまれ天正頃にもなると、領主は精錢＝永樂錢で納入せしむることの不可能なるを知り、年具は勿論のこと元來が錢納である段錢、棟別錢でさへ、黃金・米・麥・絹布其他の物品を以て充當することを許可したのである。これが當時一般の狀況で、また金納の事情でもある。即ち納貢の資として金を利用するに至つたのである。前揭例はその好例である。然しこの金の場合とても所詮は商人資本活躍の地盤を與へることゝなつたのは詮方ない。

以上納貢の資としての金の登場が、天正年間關東に於ける貢納の社會的背景であつたことを言つたのである。そこで話は戾つて、天正十八年會津地方に於いても、猶ほ右の如き事情下にあつたのであらうと思ふのである。つまり、天正十八年の秀吉の奧羽檢地（「大日本租稅史」所引「關八州古戰錄」・「北條五代記」）以來、この地方がたとへ石高制となつたとしても、永樂錢が尙諸價値表示の標準となつてゐた限りは、このことが言へるであらうと思ふのである。

○會津地方に於いても比較的後世迄永樂錢が價值の標準となつ

てゐたことは、永祿十一年秋「會津塔寺八幡宮長帳」（「新編會津風土記」卷九）や文祿元年九月「富田家譜」（檢地の項）並びに慶長十二年「富田家譜」（後述）、慶長六年十一月「新編會津風土記」（卷十六。若松三四）元和二年「同上」のことで知り得る。

いつたい蒲生氏郷は、天正十八年九月五日（「富田家譜本文」による。「福島縣通史」は八月十五日とする。「富田家譜」には八月とせる箇所あり）尙）會津領四十二萬石（「富田家譜」による。「福島縣通史」は七十萬石）を秀吉より賜はつたといふが、而も、秀吉は氏鄕を會津に封ずる以前、奧州平定に向ひ、すでに會津の地を檢地せしめた事實がある。

〇秀吉のこの期日は、「大日本租稅史」によれば、「享保以來年代記」を引いて、天正十七年全國の檢地を行つたとし、而も未だ比較的その勢力の及ばざる奧州は自ら征討の後『翌天正十八年、淺野長政・石田光成・大谷吉隆をして奧州二郡の地を檢せしむ』としてゐる（「關八州古戰錄」・「北條五代記」）今、池內氏の「福島縣通史」は『天正十八年八月六日秀吉白河に在りて奧羽の地を檢せしめ、同十日會津に入るとする（二〇四頁）。尙、『庄司吉之助氏「福島縣農政年史」は十八年八月のことゝする。

即ち氏鄕の會津に來たときは（天正十八・八・九）、會津地方は貢租に於いて貫高制を廢し石貫制へ移行した時と察せられる。（尤も秀吉の檢地後、形式上石高制になつたとは言へ、この名實兩上の完備は德川「封建制再編成」時代に入つてからである。）

然らば「富田家譜」に云ふ氏鄕天正十八年のこの觸告は、檢地直後の觸告であり、年貢を石高にて納めることゝなつた際のものであると考へられる。然るに、尙永樂錢が一般諸價値表示の標準であり而もこの納入の事實上不可能であり、且すでに農民の米の生產量高石を以て貢納することを要求した時（秀吉の、この稅法は六公四民——「大日本租稅史」）、まさにこのやうな時米價の下落せるなれば、領主は如何の策をされば可なりしや。先づ第一に果して領主の財政は如何であつたらうか。蓋し想像するに難くはない。領主の收納剩餘米（收納は生產高の「六公四民」）が市場に出て賣却せられる場合その貨幣に換へられた高（錢高）は如何に低かつたであらうか。他の條件にして變らないならば、領主の大不利は明白である。

是に於いて、問題の會津地方に於ける米價は如何であつたか、本「富田家譜」は『天正十八年…米價賤』と明白にその下落狀態を示し、更に、引き續いて『以米七斗當永樂錢』こその米價の交換比率迄を明示してゐる。但しこの『當永樂錢』とある語句は、下にその數を缺如して、果して幾許であるか不明であるけれども、「同譜」元和四戊午年の項に（本譜のすぐ後にあり）『以米五斗當永樂百文』と計算してゐる點より推して、恐らく「永樂錢百文を米七斗に當てる」ことであつたと考へる。（常識より推しても、當時一貫文七斗は餘りにも米價賤すぎ且つまた理路上も成立しない）また此百文＝七斗はそれが「觸告」なるゆゑ必しも會津領內の米價そのものを示すものではなくても、少くともその反映であると考へてよい。果して然らば此百文＝七斗の米價は他地方と比較して如何であつたか。天文十七年二月「多聞院文書」・同十八年十月「天正日記」（何れも「大日本貨幣流通史」所引）によつて計算すると、前者（奈良）に於いては百文＝四斗前後、後者（京都）に於いては百文＝三斗前後を得る。更らに「多聞院日記」（同上）天正十二年六月では百文＝二斗前後である。即ち、關西に於いても、この當時一般的に米價下落の狀況にあり、（天正十二—十七は同じく下落し、十五年が最暴落の狀況である。同上書三二五—六を見よ）天正十八年には稍々持ち直して來てゐることは言へ、十二年當時と比較すると尙低落狀況にあることを知る。ここに於いて會津地方の米價のヨリ低落狀況は大略思ひ見るべきものがある。

かやうな折、偶々天正十八年九月、攝州より會津四十二萬石に移封した蒲生氏鄕の財政上の「不便」は蓋し想像するに難くない。ここを以つて、その不便を補塡すべく、登場しなければならないものは、またかの再三縷述せし黃金そのものであつたのである。

然らば黃金は當時如何なる意味に於いて有利であつたのか、重複乍ら、今こゝに具體的說明を加へるならば、この當時（永樂—天正）金價格は、次表のごとく一貫文について〇、六七兩——〇、八兩（兩は量目）で、さ程變動してゐないに對し、米價は、一貫文につき一、七七石——四、七一石の間を上下して、相當の幅の變動を見せてゐることを知るのである。言ふまでもなく、現實に金はその購賣力の比較的高く而もその價値の安定してゐたことを（天正末—慶長迄。以後は異なる。）理解出來るのである。

〇「多聞院日記」（小葉田氏「日本貨幣流通史」所收）永樂十二年三月廿九日條、『金一兩二朱代一貫三百五十文……代米二石四斗七升』とあるより、金一兩二朱＝一貫三百五十文。米二石四斗七升＝一貫三百

五十文の率を得。

また同日記天正十五年十二月二日條、『金子五兩ヲ七貫百五十ニウリテ……金一枚〔十兩〕六十七石ノサウハニテ遣之云々』とあるより、金五兩＝七貫百五十。米六十七石＝金十兩＝十四貫三百の率を得。

今右の二つの結果より永樂錢一貫に對する金・米兩價格の左の如き表を得（金の購買力も大略察せられる）

	金の價格（一貫について）	率	米の價格（同上）	率
永樂十二・三	〇、八兩	一〇〇	一、七七石	一〇〇
天正十五・十二	〇、六七兩	八四	四、七一石	二六六

即ち、金價格は一六％の變動に對し米價格は一六六％の變動であり天正十五年は約三倍に近い暴落振りである。而して永樂十二年—天正十八年を通じ右兩年が米價格に於いて最高と最低の年であることは「日本貨幣流通史」所載表（三二四—三二六）で明白である。その時の金價格が右の如くである以上、金價格も永樂十二年—天正十八年を通じ大約右表の價格の中に於いて變動したことであらう。勿論永樂錢の價値の變動を知らなければ正確には右の所論も立たないわけであるが、然したゞ金・米兩價格の變動振りは右にて大半想像出來るであらう。

而して又、天正十八年十月の米の價格は「天正日記」（同上）同十七日條『判金ニ世五六石云々』とあると前掲表とより合算して大約一貫に對し二・七石、即ち右表の中間に位することを推測し得る。以て「富田家譜本文書」に參考する事が出來る。但し以上兩文書とも皆奈良、京都についてゞあつて、それが會津地方に該當出來ないことは申すまでもない。尤も會津地方の、この頃金・米價格の事情は今他に徵すべき書を見得なかつた。尙金の購買力はすでに右表にて察せられるところであるが、「日本貨幣流通史」（三二四—六頁表）より解すれば、天正時代大體金十兩で米三〇—六〇石を購入し得た。

是以從前すでに經驗された黄金の貢納に於ける利用が、會津蒲生氏にこつて依然こして繼承されねばならなかつたのである。かくて譜に『入計米價賤不便故半分貢金』こなつて觸告せられねばならなくなつたのである。蒲生氏の、天正十八年觸告の財政的根據はこんなこころにあつたのである。

〇ふたゝび曰ふ、この觸告は石高制後のものであらうが、その趣旨が、前記永祿三年十一月北條氏領武州の年貢納『米半分、殘半分精錢』（「新編武藏風土記稿」）と全く同じであることを知る。金がこの頃より、かやうな經過を辿つて、漸く貨幣化されて行くのである。

次に、右によると、會津地方の米價が、たとへ安價でも、領主は封建餘剩米をヨリ高價なる地方（例へば關西）の市場に出せば、それで事足りると考へられるかも知れないが、さうすりよりも金を利用した方が有利であるからであつて、また逆に金がさういふ性能を持つてゐるが故にそののち（後述。永樂錢の後退、慶長通寶、寬永通寶の進展の過程を經て）貨幣となり得るのである。但しこの場合關西と東北地方との市場投機の如きは、米價の差異の比較的少いのと、封建時代運搬能力とを考へれば、實際上易く考へ得られない。

而して、「富田家譜」は、續いて『其法依以小判金一枚易永樂錢一貫文數。以米七斗當永樂錢〔百文〕』こあつて、この場合の換算の劃合を公定してゐる。永樂錢が猶價値計算の標準こなつてゐることは既述の如くである。（この頃の、小判金は、後述の如く未だ造り始められた頃で、貨幣化してゐない。標準貨幣としての意味は、寧ろ永樂錢にあり、小判がその地位に代はるには尙未た多年の期間を要したのである）この換算方法に於ける、米價の比率の他地方この比較は既述の如くであるが、尙想像が許されるなら『小判金一枚易永樂錢一貫文』は、當時の一般金價格より（〇、六七兩—〇、八兩＝一貫。前掲表）推すこ、米の場合こ同樣にその價格が低いやうに思はれてならない。勿論この場合には、この小判金の品位、量目、鑄造場所等並びに『一枚』（十兩のことではない）の意味を知らなければ輕々しく言ふここは出來ないが、若し廉いこするならば貢金の量はヨリ多くなり、而もこの金が、他國の市場で比較的高價であるこすれば（前掲表）、領主蒲生氏の有利さも大凡察せられる（金は米の場合とは市場投機の可能性は强い）。ただかやうな推測の當否は凡て精査後に俟ちたい。

今、この譜の比率（一枚＝七石＝一貫）によつて、假りに石高一千石分を納入すべき會津領農民の場合を考へて見ると、領主の收入は米五〇〇石と小判金七一・四枚となる。この小判金七一・四枚を、他國例へば關西で販賣したとすると、前掲の率で約一〇〇貫前後の錢高を得る。然らば米五〇〇石分の會津地方との差額だけ即ち約三〇貫の有利となることゝなる。尙若し米七斗＝一貫として計算すると六〇〇貫以上の不利となり、金半分貢納せしむる必要は毫もなくなる。この點よりも前記『米七

斗當永樂錢』は一貫についてゞはあるまい。

以上でこの天正十八年の貢納の記事を終へたいと思ふが、尚附足乍ら、この『小判金』について觸れて置きたいと考へる。小判金の最初の鑄造は、天正十五年五月家康鑄造說や天正十九年說があり、一般的には、下つて文祿四年說がとられてゐる。（大日本貨幣史）本文書『小判金一枚』とあるのは天正十八年、すでに會津地方に小判金の存在してゐたことを物語つてゐる。ただこの小判金の量目如何（天正頃の金一兩は四匁四分）、何處で作られたものか知り得ないのが殘念である。尤も文祿以前すでに地方的に小判の鑄造せられてゐたことは他にその例もないではない（例へば甲斐武田・加賀前田氏等。「三貨圖彙」に『天正時代諸國にて多く鑄る所の金、小判數品有……諸大名銘々鎖國の砌、國用にこれを鑄、依つて天正時代金銀判數品あり。……』と）。會津の當小判もこの類だらう。（而も天正十八年九月、氏鄕が會津へ來た事實より察するにそれ以前、伊達・芦名時代の鑄造であらうか。）そしてこの小判金に依る貢納の方法は慶長十五年秋迄續いたものらしい（次項）。

三

次に、右(一)文書にすぐ引き續いて、以下のやうなものがある。

（二）慶長十五年五月十日申觸永樂錢不相用捨之以京錢（慶長通寶）通用可爲之事慶長通寶小形如押擢

「富田家ノ譜十四代長繼譜」

（同じく私流に。――慶長十五年五月十日、申觸る、永樂錢は相用ゐず之を捨つ。京錢を以つて通用爲るべきの事。慶長通寶小形、押擢の如し。）

言ふまでもなく、これは「慶長十五年五月十日以後は、永樂錢の通用を禁止し、京錢＝慶長通寶を使用せよ」といふのである。慶長十五年は(一)の天正十八年を距る廿一年、將軍秀忠、會津領主は二代蒲生秀行（初名秀隆）である。富田家當主は前同斷。

この當時永樂錢通用禁止は、有名な史實で、即ち慶長十三年十二月八日、幕府は初めて全國に永樂錢禁止令を觸告した。（「教令類纂」「貨幣秘錄」以下、所收「日本貨幣流通史」）即ち（傍點筆者）

定

一、永樂壹貫文者鐚錢四貫文之積たるべし。但向後永樂錢者一切アツカフベカラズ。金銀錢を以可取引事

一、金子壹兩ニ鐚錢四貫可取引事

一、鐚錢狠ニツカフベカラズ。但ナマリ錢大ワレ、カタナシ、新錢、ヘイラ錢此外者無異議可取引事

右條々若於相背者、可爲曲事者也。仍如件

慶長十三年十二月八日

備前

對州

大炊

永樂錢の流通を禁止し、ナマリ錢以下の惡錢以外の撰錢を禁じ、銅錢は一切同價値に通用せしめようとしたのである。但し「富田家ノ譜」に於いては、右の幕府の最初の禁止令（慶長十三年）？を、慶長十三年の項に見出せず、ただ慶長十五年長繼譜下に始めてこの申觸を載せてゐるのは、未だその理由を詳にし得ない。

○「富田家譜」は譜として詳細を極めたものであるが、貨幣に關する記事は全譜を通じて前(一)と、それに引き續いた本項(二)と、もう一つ慶長十五年秋頃の貢納法に關する記事を見出すのみである。この重大觸告である慶長十三年禁止令の記載洩れ？は或ひは稿譜者乃至寫本者の脫記したものであらうか。但し「日本貨幣流通史」所引「伊勢貞丈漫錄」には『慶長十五年九月十日、捨永樂通寶錢用京錢云々』と殆んど同記錄をとゞめてゐる。依つて慶長十五年（富田家の五も九の誤記ではないか）に幕府のこの命令書のあつたことは事實であらう。畢竟するに、幕府はこの十三年の令書を出したものゝ、その効果の思ふやうにあがらないため續いて再三布告を發したものであらうか。要再考。

さて、問題は、幕府―領主が、何故こんな大ゲサな觸告を出さなければならなかつたのであらうか。永樂錢は前述の如く、室町後半より（特に關東）價値表示の標準となり、また自ら諸銅錢のうち最も優越な價値を有するに至つた（＝精錢＝良錢）。そして他の價値低い銅錢は鐚錢＝惡錢と稱され、精錢＝永樂錢の鐚錢に對する打歩の率は慶長十三年以前『永樂一貫文者鐚錢四貫文云々』（つまり一對四）であつた（慶長九年、幕府は永樂錢を鐚錢四つに充用するやう申觸れを發してゐる。前出。）。かやうな背景を持つて、慶長十三年十二月に至つて、遂に善錢永樂錢の通用を禁止するに至つたのである。こゝで想起することは、か

の幕府・大内氏等の撰錢禁止令とその方法は異つても結局は似たものではなかつたかといふことである。（惡錢奬勵策）

即ち今永樂錢の打歩附きの流通を拒否して、鐚錢との區別を去り、これと同一價値に流通せしめようとしたのである（禁止といつても永樂錢の存在を全く流通界から廢棄し去るといふのではない―前掲「流通史」二一―二參照）。その意味は勿論、鐚錢の流通政策であつたのである。別言すれば永樂錢を、價値低い鐚錢と同一價値に於いて流通せしむることを強制することによつて、幕府―領主の財政上の補塡をなさんとしたのである。從つて幕府の鑄造錢＝京錢＝惡錢も（その數は決して多くなかつたといはれるが）（餘りにひどいものは例外）が、これと使用上の區別なしに、流通せしむるやうに考へたのであると思ふ。然らば幕府のこの鑄造錢は何であつたか。即ち當譜に云ふ『以京錢（慶長通寶）通用可爲之事』とある「慶長通寶」であつたのである。普通ならば、價値の高くないであらうこの京錢＝慶長通寶と他の銅錢の價値を等しからしめようとしたのである。而して、この京錢とは、種々論議されてゐるところであるが、中世以來惡錢であつたことは否定出來ないところで而も慶長頃には惡錢の Synonym であつたといはれる（「經濟大辭書」）。こゝにはこの京錢を「慶長通寶」として示してゐる。（慶長通寶は徵すべき記錄はないが慶長十一年に鑄せられたといはれ、事實存在してゐたものである）

かやうに解するなら、この場合は

$M_1V_1=PT_1$ 　M_1＝永樂錢。打歩を有す。但し T_1 は M_1 によつて媒介される商品取引量、以下之に準ず。

$M_2V_2=(P+x)T_2$ 　M_2＝惡錢の一つ。但し M_2・M_3 は同じ價値を有するものとす。

$M_3V_3=(P+x)T_3$ 　M_3＝慶長通寶。

慶長十五年五月十日の觸告の強制によつて、

$M_1V_1+M_2V_2+M_3V_3=(P+x)(T_1+T_2+T_3)$ 　M_1 の

M_1 の價値は減殺。尚 V_1 以下は各流通速度。

ヨリ極言するならば、これはその意味に於いて、貨幣の改惡政策と異なるところのものではないことを知る（謂はゞ一種のインフレ政策ともいへよう）。封建時代に於いて、封建領主の貨幣政策といふものは、煎じつめれば、貨幣の改惡に他ならないのであつて、室町時代撰錢禁止令（一六頁）及慶長十五年永樂錢禁止令、並びに誰もが知つてゐる元祿以降の改鑄も、皆、詮ずるところの意味は同じであつた。謂はば封建社會、封建領主の爲し得る唯一の十八番であつたのだ。

○若し右のやうに良錢の後退、鐚錢の進展を權力によつて強要する時、この良錢（足利前期のさかい・洪武錢、後期の永樂錢）の市場に於ける優れた價値が、若しその素材價値（品位、量目）を標準に定められたものとするならば（事實はさうではなかつたといふが？）、人々はこの場合、良錢のこの價値差を剩竊して矯正したり、或は良錢を溶解したり、或は亦他國に移出したりすることによつて、自ら利さうとすることが想像せられる。―グレシャム法則―少くとも理論上は、このことが考へられ、從つてさかい錢・洪武錢・永樂錢が剩竊、溶解、移出せられなかつたかと疑はれるのであるが、私は未だこの間の事例を知らない。通説はかゝる事實のなかつたことを擧證してゐる。但し淺井長政の永樂九年九月の撰錢令（「日本貨幣流通史」所收「菅浦共有文書」）の中には、善錢の他國領への移動を禁じてある觸告を出して居り（かゝる心配乃至は事實がなければ觸告する必要はない）、また溶解の場合も絶無ではない（例へば、前掲「流通史」一二二―三參照）また室町末期に於いて、「吹塵錄」（同上書所引）所載の慶長年間の永樂錢磨滅、或は「北條五代記」（同上）の『永樂をはかりめにかけて鑄物師買取て云々』なる史實も、またこの點から一考して見る必要がありはしないかと思ふ。また幕府も、この永樂錢を進んで回收した事實はないか、このことも探及して見る必要があると思ふ。然し乍ら、結局、問題は、この良錢の市場に於ける價値が、何に基いて生れて來たか（素材價値と無關係か？心理的なものか？）の先決問題を解決することであることは前言せる如くである。

さて、これで「富田家ノ譜」の慶長十五年五月永樂錢禁令の記事も終つたわけであるが、尚次の二つのことを附記して置く。第一にこのやうな禁止を出した場合、永樂錢所有者は『永樂貯置町人以下迷惑云々』（「當代記」同上書所收）『此度も商人失墜不可勝計』（「慶長年錄」同上書所收）のやうなこともあつたといふが、結局永樂錢がそれ程流通界に量澤山なかつたため、實際上經濟界に大變動を與へたこともなかつたと通説は言つてゐる。（幕府の損害を被らなかつたことも、勿論擧證されてゐる。）第二に、「富田家譜」は『京錢（慶長通寶）』と示して、この頃の京錢を以て應長通寶と言つてゐることである。これは一寸面白いことであると思ふ。といふのは、京錢については、その意味について種々論議の釀されたところで、（イ）或ひは京都に於いて用ゐられた錢の稱であるとか、

(ロ)或ひは南京錢の略稱であり、慶長頃には惡錢と同じ意味に用ゐられたとか（柴謙太郎氏說）其他種々あるやうである。然るに今、慶長十五年、京錢＝慶長通寶であると云つてゐるのは、慶長通寶の諸事情を再調することによつて、この間の說明に何事かを寄與するかも知れないと思ふ。今後折があつたら調査して見たいと考へてゐる。（十六・十。三・東山溫泉向瀧にて。同十・廿六加筆）

〔附記〕十月廿三日に、「信陵時報」に「隨筆」を寄せるやう命ぜられたが、たうとう東山溫泉向瀧で認めたメモに急遽加筆して間に合せるやうな爲體となつてしまつた。また當の「富田家ノ譜」は手許になく、また再見する暇もなかつたので、寫し間違があるかも知れない。尙加筆中庄司研究員から「耶麻郡誌」・「舊會津藩の金、錢札」（芳賀達雄。「岩盤史談」にある由）を見るやうすゝめられたが、就いて見る暇がなかつた。參考に揭げて置きたい。（十・廿六）

再云。(一)本成稿後校正時迄に於いて「耶麻郡誌」・「會津史」・「會津舊事雜考」を參照するを得、殊に最後の書卷八・九に於いて當紹介文書の詳細引用されあるを知り、且つ『米七斗＝百文』を確證し得た。尙同雜考によつて、秀吉會津黑川城入城を天正十八年八月十日、氏鄉の入城を同じく九月五日なるを確め得た。其他氏鄉の封高についても知ることを得たが詳細は次回に延期する。

(二)同じく「三貨圖彙」・「米價の変遷」（石原）を再見して、足利時代撰錢令の際(イ)良錢の市場評價が素材價値と餘りにも乖離してゐること(ロ)物價にさして變動のなかつたこと(ハ)グレシヤム法則の起り得なかつたことを推測し得た。更らに慶長時代良錢の市場評價は(ニ)寧ろ素材價値にヨリ近づいて來たこと(ホ)物價騰貴のあつたこと、(ヘ)グレシヤム法則現象の起つた確證を得たこと、結局撰錢令の數十回に亘る觸告は慶長頃に至つて良錢の落付くべき市場評價に到着せしめ、更にそれが十五年の觸告によつて物價騰貴を惹起したことを推測し得た。次期に纏めて紹介したいと思ふ。

— 一一・二〇 —

933
169

「信陵時報」第二號所載

昭和十七年三月十三日印刷（非賣品）
昭和十七年三月十五日發行
福島高等商業學校研究調査課
發行者 東北經濟研究科
代表者 野村正次
仙臺市本荒町十七番地
印刷者 殿野陽太郎
電話 六〇一番
二六四三番

933
169

東北地方社會經濟史研究叢書

第一輯　福島縣郷土研究……………………………福島高商研究調査課
　其一、郷土座談會速記錄●其二、福島縣經濟史展出品資料解題●
　其三、明治前期信達經濟史年表概略
第二輯　會津蒲生氏の財政政策一班……………………藤田五郎
第三輯　掛田名主引繼文書………………………本多長兵衛
第四輯　德川時代岩磐地方農民質地考……………庄司吉之助
以上既刊
會津藩に於ける金貨の鑄造…………………………宮內富貴夫
福島縣に於ける民俗の研究…………………………梅宮茂
福島縣に於ける勞働力の移動………………………中村常次郎
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小野賢一
以上近刊（其の一、清水村を中心とせる移動調査）

終